

2大教発第55号  
令和2年5月27日

保護者の皆様へ

大島町教育委員会  
教育長 谷口 淨  
(公印省略)

緊急事態宣言の全面解除（新型コロナウイルス感染症対策）にともなう  
学校再開に向けた今後の対応について  
～家庭生活における新しい生活様式へのご協力をお願い～

日頃より、教育活動に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

国の緊急事態宣言が令和2年5月25日に全面解除されたことを受け、大島町教育委員会は、令和2年6月1日から、新型コロナウイルス感染症と共存する「新しい生活様式」の考え方を取入れ、学校を再開してまいります。

校内感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、子供が学校に通うことは困難となります。新型コロナウイルスの存在を認識し感染予防を行い、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図り、学校における感染・拡大のリスクを可能な限り低減させ、大島の実情に応じた教育活動を行います。

緊急事態宣言が全面解除されたとはいえ、感染の恐れを感じながら、様々な行動制約の下での生活は緊張を強いられます。行動を制約するのではなく感染を予防する行動をとると考えてください。感染者や感染予防に関係する他の人への差別や、誰かを排斥しようとする行動は、感染よりももっと大きな悪影響を私たちの社会に与えかねません。誰にでも感染リスクはあることから、余儀なく上京をされた方などへの過度の影響を心配するのではなく、地域の状況を的確に見取りながら、互いに支え合い生活することが求められています。また、濃厚接触者の定義も見直されました（\*1）。経済活動も再開されることで人的交流も多くなります。大島町全体で協力・協働し、新しい生活様式を構築していくことが更に重要と考えています。

以下の項目をもとに学校を再開しますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

## 記

【新しい生活様式】（これまでも推奨してきました）

### ◎ 学校への登校について

- (1) 毎日検温の実施と風邪症状などの健康観察・確認をしてください。  
（発熱、咳、のどの痛み、くしゃみ、鼻水、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚異常等）
- (2) 発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させてください。  
報告については各学校長の指示に従ってください。この場合、「欠席」とならず「出席停止」となります。
- (3) 登校の前に手洗いを励行してください。
- (4) マスクの着用をおねがいします。

### ◎ 家庭生活について

#### 1. ご家庭における児童生徒の健康管理（再掲）

- (1) 毎日の生活リズムを整えてください。
- (2) 毎日検温の実施と風邪症状などの健康観察・確認をしてください。  
（発熱、咳、のどの痛み、くしゃみ、鼻水、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚異常等）
- (3) 発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させてください。  
ださい。報告については各学校長の指示に従ってください。

#### 2. ご家庭（ご家族全員）における感染予防

- (1) 手洗いや咳エチケットを徹底してください。
- (2) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけてください。
- (3) 家庭内で感染を広げないように、換気や消毒などを実施してください。

#### 3. 外出時の配慮について

外出する場合においても、集団感染リスクである3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②人が密集、③近距離での会話等）が重なる場を避けるよう、各ご家庭において特段の配慮をお願いいたします。

外出時はマスクの着用などで感染予防に努めてください。マスクについては、市販品も補充されつつありますが、ご家庭にある一般的な材料で「手作りマスク」を作成されることもお勧めします。児童・生徒の登校の際には着用していただきますようお願いいたします。

#### 4. 新型コロナウイルスに感染した場合

児童生徒やご家族が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合や、保健所から濃厚接触者と特定された場合には、速やかに学校にご連絡ください。

### ◎ 児童・生徒の国内の感染状況では、御両親や祖父母が感染した後に子どもへ感染する例が認められています。また、若者世代は、新型コロナウイルス感染による重症化リスクは低いとされていましたが、未就学児の罹患者の報告もあります。

このウイルスの特徴として、症状無自覚の（症状の軽い）人が重症化するリスクの高い人に感染を拡大させてしまう可能性があります。今後とも「うつらない」「うつさない」を合言葉として、まずは、家庭内全体で感染症対策と健康管理の徹底をお願いします。

**\* 1 【濃厚接触者の定義（改正）】**

今後は、この定義に該当する場合において、自宅待機などを要請します。これまで都内での感染状況から濃厚接触の可能性を鑑み、上京した場合2週間の自宅待機を要請されていたケースがあるかとは思いますが、自主的に感染症対策を講じる場合は、この限りではありません。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等）があった方。
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた方。
- ・患者（確定例）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方。
- ・発症の2日前から、目安として1m以内にマスクなしで15分以上会話をするなどの接触をした人が濃厚接触者に該当します（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。お互いのいずれかがマスクなしで、1m以内で15分以上話していた場合、その後どちらかが2日以内に感染した場合は「濃厚接触者」になりえるということです。）
- ・会話の際には普段からマスクをする。不特定の人と会話はできれば2mの距離をあけることが大切です。流行は年単位ですので、新しい習慣として定着させてください。
- ・会話をする際に飛沫を飛ばさないためのマスクはガーゼマスクでも良いでしょうし、また、マスクがない場合には、ハンカチや、スカーフ、バンダナなども対応として紹介されています。

**【担当】**

大島町教育委員会

学校教育係

連絡先：04992-2-1453